

あおもりしそうだんしえん **青森市相談支援ガイドラインの策定について（案）** さくてい あん

1 概要

○目的

青森市相談支援ガイドラインは、国が定める運営基準等に基づき、本市における相談支援の基本的なルールや各事業の役割を明確にすることを目的に策定。

統一された手順に基づいて相談支援が展開されることで、相談支援の質の担保に寄与するとともに、統一したルールで相談支援が運用されることで、相談支援専門員の負担軽減にも繋がるもの。

○経緯

青森市障がい者自立支援協議会相談支援部会において、相談支援のガイドラインの必要性が提起され、検討が進められてきた。

○記載する内容

本市の相談支援の体制や各機能の説明および特定相談支援等に関する手順。

2 主な掲載内容

相談支援ガイドラインは、『相談支援における各機関の担いと役割』『相談支援の実務』『相談支援の展開』で構成。

区分	内容	ページ数
相談支援における各機関の担いと役割	1) 青森市の相談支援の体制	4-5 ページ
	2) 青森市障がい者基幹相談支援センターの役割	6-8 ページ
	3) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）の役割	9-11 ページ
	4) 特定相談支援、障害児相談支援の役割	12-14 ページ
	5) 主任相談支援専門員の役割	15-16 ページ
	6) 地域生活支援拠点等の役割	17-19 ページ
相談支援の実務	1) 計画相談支援の流れ	21-25 ページ
	2) 支給量の考え方	26-28 ページ
	3) 計画の作成とモニタリング	29-36 ページ
	4) サービス担当者会議	37 ページ
	5) 個別支援計画の共有	37 ページ
	6) 請求	38-40 ページ
	7) 特定相談支援事業所の変更	40 ページ
	8) 介護保険サービスへの移行、併給について	41-43 ページ
相談支援の展開	1) 地域相談支援について	45-47 ページ
	2) 自立生活援助について	48-49 ページ
	3) 地域活動支援センターについて	50-51 ページ